

副本

令和3年(不)第20号 京都西山学園事件

申立人 大阪教育合同労働組合

被申立人 学校法人京都西山学園



令和3年8月20日

## 第2準備書面

被申立人代理人

弁護士 佐々木真一郎



同 小西華子



同 大政祐典



大阪府労働委員会 御中

副本

第1 令和3年7月29日付け求釈明事項「1」に対する回答（~~■~~組合員が教員選考基準の2要件を充足していないことを雇止めの正当理由として主張するのか、背景事情にとどめるのか）

- 1 被申立人は、~~■~~組合員が教員選考基準の2要件を充足していないことを雇止めの正当な理由として主張するものである。
- 2 既述の通り、被申立人の教員選考基準では、講師は、①大学卒業後5年以上の者またはそれに準ずる者、②学術論文2篇以上の業績を有する者、③教育上の識見を有する者の全ての要件を充足する必要がある（乙10）。しかしながら、~~■~~組合員は少なくとも要件①及び②を明らかに充足していないため、被申立人は~~■~~組合員を雇止めした。

第2 同求釈明事項「2」に対する回答（両組合員に対する狙い撃ち面談であったとの主張に対する反論）

- 1 個人面談を受けたのが両組合員のみで、雇止めの為に設定した狙い撃ちであるとの点について

被申立人の教職員において、令和3年3月31日に契約期間満了を迎えるのは、両組合員及び~~■■■~~教員（以下、「~~■■■~~教員」という。）の3名であったところ、加藤学長と島袋学科長は、令和2年11月19日、~~■■■~~教員に対しても契約更新の可否を判断するための面談を実施した。なお、~~■■■~~教員への面談が両組合員よりも早期に実施されたのは、~~■■■~~教員が保健教員であるところ、保健教員は絶対数が少なく仮に契約を更新しない場合は早期に代わりとなる教員の採用活動を開始する必要があったためである。

以上のとおり、両組合員との面談は、契約期間満了を迎える教職員を対象として実施されたものであって、組合員を狙い撃ちしたものではない。

- 2 この点、申立人は、令和3年2月10日の第2回団交において、被申立人が両組合員に対してのみ面談を実施した旨認めたなどと主張している。

しかしながら、第2回団交では、2月2日以降、~~×~~組合員と~~×~~組合員以外と面談をしていない旨を認めたのであり（甲第8号証27頁参照）、両名以外とは面談をしていないことを認めたものではない。

### 第3 同求釈明事項「3」に対する回答（判定基準を変更したとの主張に対する反論）

1 申立人は、被申立人が学位所持を必要とするよう判定基準を変更したことの前提とし、かかる変更について理由の説明もなく合理性もない旨主張している。

しかしながら、被申立人は、文科省令である大学設置基準（乙第16号証）が、短期大学の講師には「博士の学位」を求めていた（同第25条第1号、第23条、第24条）ことを踏まえて、従前から講師に対しては原則的に学位所持を求めている。

よって、被申立人が判定基準を変更したことは無く、申立人の主張は前提を誤ったものであって失当である。

2 この点について、申立人の主張を善解すると、両組合員の採用の過程において学位を所持が問題とされたことはなかったにも関わらず、学位を所持していないことが雇止め理由の1つとなっていることから、被申立人が判定基準を変更したとの主張を展開しているものと思われる、

しかしながら、かかる申立人の主張もまた失当である。

すなわち、大学設置基準は、短期大学の講師には「修士又は博士の学位」「研究上の業績」を求めているものであり、仮に、「修士又は博士の学位」を有していない場合であっても、それに準じる程度の十分な研究上の業績があれば、同基準を満たしていると解するのが相当である。

被申立人は、両組合員について学位を所持していないことは勿論、研究上の業績もないと判断したために両組合員を雇止めしたに過ぎず、学位所持を必要とするよう判定基準を変更した事実は無い。

第4 同求釈明事項「4」に対する回答（令和2年3月17日及び同月24日の所信表明の位置付け）

三役は、令和2年3月17日に、被申立人の教職員の前で新たな三役となることを発表し、その中で所信表明も行った。

その後、同月24日には新年度の打合せ会を実施した。その中で、三役から教職員に対し、同月17日の所信表明の内容をより詳細に、時間をかけて話したものである。

第5 同求釈明事項「5」に対する回答（申立人の準備書面（2）に対する反論等）

1 従前の団体交渉において、中国現地での留学生募集のあり方等について、交渉議題となっていたことは特段争わない。

この点、被申立人は、申立人からの要求に回答する形で、留学生募集業務停止を行っても「短大全員の業務を確保し、待遇を確保すべきと考えている」旨は伝えており（乙第22号証）、現に、留学生募集業務停止に伴う人員削減は行っていない。

2 申立人は、留学生募集業務の停止は、短大の存続を脅かすほどの決定であると主張するが、留学生募集業務を停止している現状において、西山短大の存続が脅かされているという事情はない。

そもそも、留学生募集業務の停止とほぼ時期を同じくして、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、外国人留学生の日本入国自体も困難な状況となっているが、日本人学生の志願者数増大に向けた取り組みにより、従前同様の入学者数は確保できる見込みである。

以上